

墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正概要

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、本条例の適用対象となる職員から、会計年度任用職員を除く改正を行う。

2 施行期日

令和2年4月1日